

仕組預金の取引に係るご注意

- 本仕組預金は、デリバティブ取引に類するリスク特性を有しています。そのため、法令・諸規則等により、商品内容や想定される損失額等について十分にご説明することとされています。
※ 商品内容や想定される損失額等について、改めてご確認ください。
- 当行によるご説明や、本仕組預金の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。
- お取引内容及び商品に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、あおぞら銀行までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下の金融ADR制度[※]の指定紛争解決機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

一般社団法人全国銀行協会 全国銀行協会相談室
電話番号 0570-017109 (ナビダイヤル)
または 03-5252-3772

※金融ADR制度とは、金融分野における裁判外紛争解決制度のことで、金融機関との間に生じたトラブルについて、裁判に比べて基本的に短時間・低コストで、中立・公正な専門家が関与して解決に努める制度です。

この書面は法令等に基づく契約締結前交付書面です
ご契約前に、必ず本書面の内容を十分にお読みください。

仕組預金（BANK 専用・満期日繰上特約付定期預金）

BANK The エクセレント 定期 最長10年

（1年ごとの満期日繰上特約付10年満期）

<2026年3月20日現在の適用利率>

【預入期間】 最長10年	【適用利率】 年2.1% (税引後 1.673%) ※1年毎に中間利払あり
------------------------	---

()は税引後年利率です

○この預金は通常の円定期預金（BANK The 定期）とは次の点が異なります。

- ✓ 期間10年の預金です。
- ✓ 中途解約はできません。
- ✓ 当行が「満期日を繰り上げる権利」を保有します（満期日繰上特約といいます）。
当行の判断により、この預金の満期日が繰り上がる場合があります。
お客さまが満期日の繰り上げを決定することはできません。

○この預金は、「当行が満期日を繰り上げる権利」（デリバティブ）を内蔵した仕組預金です。
その権利の対価として通常の円定期預金より比較的高めの利率が設定されています。

○この預金は中途解約ができません。また、必ず満期日が繰り上がるとは限りません。商品の内容を十分にご理解いただき、10年間預けることができる余裕資金でお預け入れください。

ご注意ください

<中途解約について>

- 当行が例外的に中途解約に応じる場合は、市場金利の変動等により、この預金に内蔵されたデリバティブの再構築額等を損害金としてお客さまにご負担いただくため、大きく元本割れとなる可能性が非常に高くなります。

※当行が例外的に中途解約に応じるケースは非常に限定的です。

詳しくは仕組預金（BANK 専用・満期日繰上特約付定期預金）規定をご覧ください。

<満期日の繰り上げについて>

- 満期日が繰り上がる場合
 - ・以降のお利息はお受取りになれません。
 - ・元利金を再運用される場合には、満期日が繰り上がらなかった場合に適用予定であった利率よりも低い金利で運用となる可能性が高くなります。
 - ・一般に、お預け入れ時と比べて市場金利が低下している場合には、当行が満期日を繰り上げる可能性が高くなります。

- お預け入れにあたり、手数料はかかりません。

1. 商品名	仕組預金（BANK 専用・満期日繰上特約付定期預金）
2. 商品タイプ	当行が満期日選択権を行使する日が複数日のもの
3. 愛称	BANK The エクセレント定期
4. ご利用いただけるお客さま	BANK※口座をお持ちの個人のお客さま （日本国内に居住する満 18 歳以上 70 歳未満の方に限ります。） ※BANKとは、当行において支店名称に「BANK」が付く全ての支店の総称です。
5. 預入期間/ 満期日繰上特約	<p>最長 10 年</p> <p>この預金は、当行が「満期日を繰り上げる権利」を保有します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満期日繰上判定日（原則として各中間利払日の 7 営業日前）に、満期日を繰り上げるか否かを当行が任意に決定します。 ・この満期日繰り上げの決定は、当行のみが行うことができます。 ・当行が満期日を繰り上げることを決定した場合、直後に到来する中間利払日がこの預金の満期日となります。 <p>※一般に、満期日繰上判定日の市場金利が預入日の市場金利より低下している場合には、当行が満期日を繰り上げる可能性が高くなります。ただし、市場金利が低下していた場合であっても必ず満期日が繰り上がるとは限りません。</p> <p>当行により満期日の繰り上げが決定された場合には、お預け入れ時に定められた適用利率で運用する機会を失います。また、預入日より低下した市場金利の下で元利金を再運用する可能性が高くなります。</p> <p>※反対に、満期日繰上判定日の市場金利が預入日の市場金利より上昇している場合には、当行が満期日を繰り上げない可能性が高くなります。</p> <p>この場合、お預け入れ時に定められた適用利率で運用することとなり、預入日より上昇した市場金利の下で運用する機会を享受できません。</p>
6. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<p>(1) 一括預入</p> <p>(2) 100 万円以上</p> <p>(3) 1 円単位</p> <p>※お預け入れはインターネットバンキングをご利用ください。</p> <p>なお、年末年始（12/31～1/3）や大型連休などはお預け入れいただけません。</p> <p>お預け入れができない日となる場合は、当行ホームページでお知らせします。</p>
7. 満期時の お取り扱い方法	<p>満期日自動解約のみのお取扱いです。（自動継続のお取扱いはありません。）</p> <p>満期日に原則としてお客さま名義の普通預金口座（BANK 専用）に元利金が一括して入金され、入金後は当該普通預金の利率が適用されます。</p> <p>（当行の判断により満期日が繰り上げられた場合も同様です）</p> <p>※満期日・中間利払日が営業日でない場合には翌営業日がこれらの日になります。</p>
8. 利息 (1) 適用利率 (2) 中間利払日 (3) 利払方法 (4) 利息計算方法	<p>お預け入れ時の各利息計算期間※毎の約定利率を適用します。</p> <p>（※預入日または前回中間利払日から今回中間利払日または当初満期日の前日まで）</p> <p>(2) 中間利払日 当初満期日の 1 年前の応当日までの間に到来する預入日から 1 年毎の応当日（営業日でない場合は翌営業日）を中間利払日とします。</p> <p>(3) 利払方法 利息は原則としてお客さま名義の普通預金口座（BANK 専用）に入金されます。満期日が繰り上がる場合、以降のお利息はお受取りになれません。</p> <p>(4) 利息計算方法 付利単位を 1 円とし、1 年を 365 日とした日割計算をします（単利計算）。</p>
9. 手数料	手数料はかかりません。

10. 付加できる特約事項	該当ありません。
11. 中途解約時の取扱い	<p><u>原則として、中途解約はできません。</u></p> <p>当行が例外的に中途解約に応じる場合は、中途解約に伴い発生する解約日から当初満期日までの期間に対応する、この預金に内蔵された「当行が満期日を繰り上げる権利」（デリバティブ）の再構築額等を当行所定の計算により算出し、その算出額を損害金としてこの預金の元利金から控除して、残額をお支払いします。</p> <p><u>市場環境等によっては、結果として大きく元本割れとなる可能性が非常に高くなります。</u></p> <p><u>10年間運用いただくことが可能なご資金であるかをご確認のうえ、お預け入れをお願いします。</u></p> <p>※中途解約時の損害金等の計算例は次ページをご覧ください。</p> <p>※当行が例外的に中途解約に応じるケースは非常に限定的です。</p> <p>詳しくは仕組預金（BANK 専用・満期日繰上特約付定期預金）規定をご覧ください。</p>
12. 税金	<ul style="list-style-type: none"> ・利息の20%（国税15%、地方税5%）が源泉徴収されます。なお、2013年1月1日から2037年12月31日までの間にお支払いする利息*は、復興特別所得税が追加課税され、20.315%（国税15.315%、地方税5%）が源泉徴収されます。 ※満期時、中途解約時および中間利払日における利息 ・マル優のお取扱いはできません。
13. 預金保険	<ul style="list-style-type: none"> ・この預金は、預金保険の対象となります。 ・預金保険で保護される範囲は、当行にお預け入れいただいている他の預金保険の対象となる預金等（決済用預金を除く）と合算して、預金者一人あたり元本1,000万円までと保険事故発生日までの利息の合計額となります。 ・この預金に内蔵された「当行が満期日を繰り上げる権利」は、保険事故発生日において消滅し、この預金はお預け入れ時の満期日を期日とする通常の円定期預金に切り替わり、お預け入れ時におけるスーパー定期の店頭表示金利*¹が適用されます。*² ※1 期間は最長預入期間と同一とし、同一の預入期間がない場合は、当該期間を上回らない当該期間に最も近い期間の店頭表示金利とします。店頭表示金利は当行ホームページでご確認ください。 ※2 保険事故発生日において既に支払済の利息がある場合は、支払済の利息を除き、直前の中間利払日におけるスーパー定期の店頭表示金利が適用されます。 ・保険事故発生日よりも前に当行が決定した満期日の繰り上げは有効となります。 ・この預金は、当行が元本を保証しておりますが、万が一、当行の信用状況が大きく悪化し、預金保険事故が発生した場合等には、預金保険で保護される部分を除き、お客さまに損失が発生する可能性があります。
14. 当行が契約している指定紛争解決機関	<p>一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">金融 ADR 制度について</p> <p>お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、あおぞら銀行までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、金融 ADR 制度※の指定紛争解決機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。</p> <p>※金融 ADR 制度とは、金融分野における裁判外紛争解決制度のことで、金融機関との間に生じたトラブルについて、裁判に比べて基本的に短時間・低コストで、中立・公正な専門家が関与して解決に努める制度です。</p> </div>
15. 当行が対象事業者となっている認定投資者保護団体	該当ありません。
16. その他参考となる事項	・この預金は、市場環境等によりお取扱いを中止することがあります。
17. 取扱銀行	株式会社 あおぞら銀行 東京都千代田区麹町6-1-1

18. お問い合わせ先	資産運用サポートデスク 0120-430-031 9:00~17:00 (土日祝日、12/31~1/3 を除く)
-------------	---

中途解約時の損害金について

中途解約時の損害金等の計算例

<例>

預金元本金額	1,000万円
経過利息	X万円
損害金	Y万円

お客さまのお受取金額 = 預金元本金額 + 経過利息 - 損害金
1,000万円 + X万円 - Y万円

①経過利息 = 預金元本 × 約定利率 × 実日数 ※ ÷ 365 (円未満切捨て)

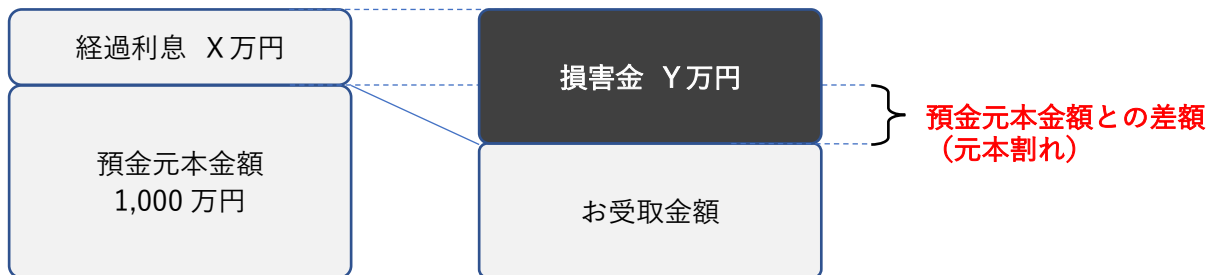
※預入日または直前の中間利払日から中途解約日の前日までの日数

②お客さまには中途解約に伴う損害金をご負担いただきます。

③当行は預金元本金額と経過利息の合計額から損害金を差し引いた金額をお支払いします。

ほぼすべてのケースで損害金Yが経過利息Xより大きくなり、お受取金額が預金元本金額を下回り、元本割れとなります。

④損害金およびお客さまのお受取金額は市場環境により異なります。



損害金とは

当行が例外的にこの預金の中途解約に応じる場合、中途解約日からお預け入れ時の満期日までの期間（以下、「残存期間」といいます。）に対応する、この預金に内蔵された「当行が満期日を繰り上げる権利」（デリバティブ）の再構築額等を損害金としてお客さまにご負担いただきます。

損害金の構成要素

損害金は、①この預金の適用利率と、中途解約時の残存期間に対応する市場金利との金利差に基づき発生する損失、および②「当行が満期日を繰り上げる権利」（デリバティブ）の価値により構成されています。



一般に損害金は、次の場合に高額になる可能性が高くなります。

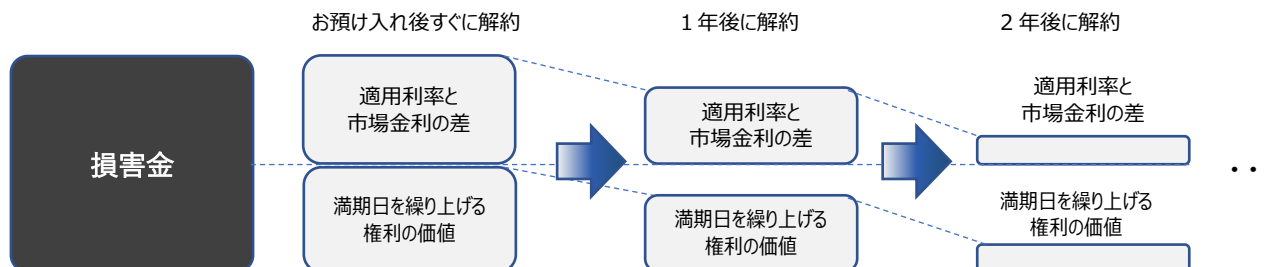
- (i) お預け入れ時と比較して市場金利が上昇し、適用利率と市場金利の金利差が拡大した場合
- (ii) 残存期間が長い場合
- (iii) 残存期間に当行が満期日繰上を判定する回数が多く含まれている場合
(判定回数が多いほど「当行が満期日を繰り上げる権利」の価値が大きくなります。)

したがって、お預け入れからの経過期間が短いほど損害金が大きくなる可能性が高くなります。

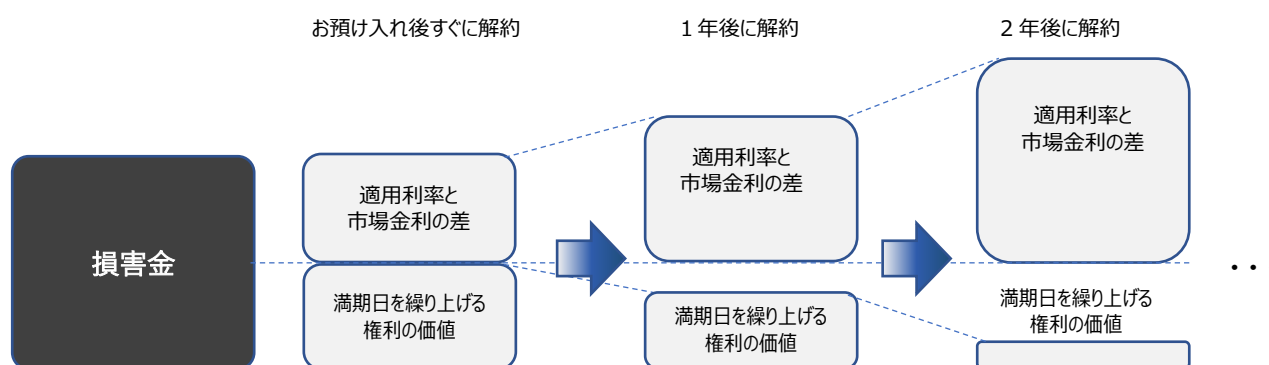
損害金のイメージ

下の図は、損害金が市場金利や残存期間等により変動することを視覚的に説明するためのものです。損害金を算出するためのすべての要素およびその変動・変化による影響を反映させたものではなく、損害金の推移、各々の金額や比率などを正確に表すものではありません。

<中途解約時の市場金利がお預け入れ時と同水準の場合>



<中途解約時の市場金利がお預け入れ時から上昇した場合>（1年後に上昇し、2年後にさらに上昇した場合）



想定される損害金の試算額について（2026年3月20日を預入日と仮定して試算した額です）

<お預け入れ直後の解約の場合で、その時点の市場金利がお預け入れ時と同水準と仮定したとき>

- 元本の約10%の損害金の発生が想定されます。
元本が1,000万円の場合、損害金は約100万円程度となります。

<お預け入れ直後の解約の場合で、その時点の市場金利が過去データをもとにした最大の変動幅※で上昇していたと仮定したとき>

- 元本の約22%の損害金の発生が想定されます。
元本が1,000万円の場合、損害金は約220万円程度となります。
※2000年1月以降のデータから観測された市場金利の最大上昇幅・最大低下幅のいずれか大きい方の絶対値を採用し、当行所定の方法により算出しています。

上記の試算は、あくまで一定の前提に基づくものであり、前提条件以上に市場金利が上昇した場合には、さらに損害金が拡大する可能性があります。

上記の金額がお客さまが許容できる損失額の範囲内であることを十分にご確認ください。